一般社団法人日本旅行業協会　会員規程細則

第１章 総則

（総則）
第１条　第１条　この細則は、定款第３章の規定及び会員規程の詳細事項を定めるものとする。

第２章 正会員

（(正会員の入会書類）
第２条　本会の正会員になろうとする者は、次の書類を本会所定の方法で提出するものとする。
（１）入会申込書（第１号様式(1)または第１号様式(2)
（２）現況調査表（第２号様式）
（３）旅行業登録通知書の写し
（４）旅行業者登録簿の写し
（５）旅行業務取扱管理者選任一覧表の写し
（６）選任管理者の合格証の写し
（７）選任管理者の履歴書
（８）選任管理者の定期研修修了証（原本の写し）または定期研修受講に係る誓約書
（９）履歴書（法人の場合は役員のもの）
（１０）宣誓書（法人の場合は役員のもの）
（１１）定款の写し（法人の場合）
（１２）登記事項証明書（法人の場合）
（１３）住民票（個人の場合）
（１４）旅行業務に係わる事業計画（旅行業法施行要領第１号様式）
（１５）緊急事故処理体制の書類
（１６）営業所一覧（旅行業法施行規則第１条に定める第１号様式(2)の写しまたは第２条に定める第３号様式(2)の写し。ただし、営業所の数が２以上の場合。）
（１７）代理業者一覧（旅行業法施行規則第１条に定める第１号様式(3)の写しまたは第２条に定める第３号様式(3)の写し。ただし、代理業者がある場合。）
（１８）取引額報告書の写し（旅行業登録後、最初の報告期限をむかえておらず、未提出の場合は不要。）
（１９）営業保証金供託書または弁済業務保証金分担金納付書の写し（既納の営業保証金または弁済業務保証金分担金がある場合）
（２０）会社案内（パンフレットなど。法人の場合
（２１）弁済業務保証金分担金納付書（新規納付用）

（２２）前記（１）から（１７）以外に、本会が必要と認めるもの

（正会員の特別会費の算出方法）

第３条　会員規程第５条に定める正会員の特別会費の算出方法は、次のとおりとする。

（１）　特別会費の算出は、常勤役員及び旅行業関係の業務に従事している就業者数に６００円を乗じた金額とする。なお、常勤役員以外の雇用形態は問わないものとする。

（２）　旅行業以外の事業を兼業している会員の総務・経理関係等の間接部門の就業者数は、次のとおりとし、旅行業関係就業者数の内数とする。

総務・経理等の間接部門の就業者数 × 旅行業関係就業者数（除役員）

全就業者数（除役員）

（３）　常勤役員数及び旅行業関係の就業者数は、入会初年度については入会申込時点の就業者数とし、次年度以降は毎年７月１日時点就業者数とする。

２　　会員規程第７条第３項第２号に定める正会員の特別会費の請求は、７月１日時点の就業者数に基づき算出するものとする。ただし、４月１日から６月３０日までに本会へ退会届が提出された場合は、退会届提出時の就業者数に基づき算出するものとする。

第３章 協力会員

（協力会員の入会書類）

第７条　本会の協力会員になろうとする者は、次の書類を本会所定の方法で提出するものとする。

（１）入会申込書（第３号様式）

（２）現況調査表（第４号様式）

（３）旅行業者等登録通知書の写し

（４）旅行業者等登録簿の写し

（５）登記事項証明書（法人の場合）

（６）住民票（個人の場合）

第４章 賛助会員

（賛助会員の入会書類）

第８条　本会の国内賛助会員になろうとする者は、次の書類を本会所定の方法で提出するものとする。

（１）入会申込書（第６号様式）

（２）現況調査票（第７号様式）

（３）登記事項証明書（法人の場合）

（４）住民票（個人の場合）

第５章 在外賛助会員

（在外賛助会員の入会書類）

第９条　本会の在外賛助会員になろうとする者は、次の書類を本会所定の方法で提出するものとする。

（１）入会申込書（第６号様式）

（２）現況調査票（第７号様式）

附則

１　この規程は令和８(2026)年５月１３日より施行する。